

優先給電ルールに基づく隠岐諸島の 発電事業者さまの対応内容について



1. 優先給電ルールについて

- 電力広域的運営推進機関の「送配電等業務指針」（経済産業省が認可）に定められている優先給電ルールでは、需要と供給のバランスを一致させるために、需要の変動等に応じて、稼働中の電源等に対する出力制御の条件や順番を定めています。
- 下記の①～⑤までの措置を行っても、余剰電力が解消されないことが見込まれる場合には、太陽光・風力の出力制御を行います。

出力制御等の順番	優先給電ルール	
	① 一般送配電事業者があらかじめ確保する調整力(火力等)(電源Ⅰ)及び一般送配電事業者からオンラインでの調整ができる火力発電等(電源Ⅱ)の出力抑制、揚水式発電機の揚水運転及び需給バランス改善用の電力貯蔵装置の充電	
	② 一般送配電事業者からオンラインでの調整ができない火力発電等(電源Ⅲ)の出力抑制	← 電源Ⅲ等 ※3
	③ 連系線を活用した広域的な系統運用※1（広域周波数調整）	
	④ バイオマス専焼電源の出力抑制（地域資源バイオマス電源※2を除く）	
	⑤ 地域資源バイオマス電源の出力抑制（燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力抑制が困難なものを除く）	
	⑥ 自然変動電源（太陽光・風力）の出力抑制	
	⑦ 電気事業法に基づく電力広域的運営推進機関の指示（緊急時の広域系統運用）	
	⑧ 長期固定電源（原子力、水力（揚水式を除く）および地熱発電所）の出力抑制	

※1 隠岐諸島は離島のため対象外

※2 地域に賦存する資源（未利用間伐材等のバイオマス、メタン発酵ガス、一般廃棄物）を活用する発電設備

※3 一般送配電事業者からオンラインで出力調整できない火力電源等、バイオマス専焼電源および地域資源バイオマス電源をあわせて、電源Ⅲ等とします。



2. 隠岐諸島の太陽光発電事業者さまの制御区分について

- 契約申込の受付日や発電設備の設備量により、無補償での出力制御の上限時間や出力制御方法が異なります。

<隠岐諸島の太陽光発電事業者さま>

		旧ルール	新ルール		無制限無補償ルール
契約申込の受付日		2015.1.25まで	2015.1.26 ^{※1} から 2015.3.31 ^{※2}	2015.4.1から 2021.3.31	2021.4.1以降 ^{※3}
無補償での出力 制御上限	10kW未満	当面の間、出力制御 対象外	当面の間、出力制御 対象外	当面の間、出力制御 対象外	当面の間、出力制御 対象外
	10kW以上 50kW未満			年間360時間	年間360時間
	50kW以上 500kW未満				
	500kW以上	年間30日			

(黄塗の区分の発電事業者さまが対象となります。)

※1 FIT法施行規則が一部改正された日

※2 2015年1月26日より施行されたFIT法施行規則の一部を改正する省令における50kW未満の経過措置期間の終了日

※3 2021年4月1日より電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則が一部改正・施行



3. 隠岐諸島の風力発電事業者さまの制御区分について

■ 契約申込の受付日や発電設備の設備量により、無補償での出力制御の上限時間や出力制御方法が異なります。

<隠岐諸島の風力発電事業者さま>

		旧ルール	新ルール		指定ルール
契約申込の受付日		2015.1.25まで	2015.1.26 ^{※1} から 2017.3.6 ^{※2}	2017.3.7 ^{※3} から 2021.3.31	2021.4.1以降 ^{※4}
無補償での出力 制御上限	20kW未満	当面の間、出力制御 対象外	当面の間、出力制御 対象外	年間720時間	無制限
	20kW以上 500kW未満		年間720時間		
	500kW以上	年間720時間 ^{※5}			

(黄塗の区分の発電事業者さまが対象となります。)

※1 FIT法施行規則が一部改正された日

※2 2015年1月26日より施行されたFIT法施行規則の一部を改正する省令における20kW未満を対象外とする特例措置の終了日

※3 当社が指定電気事業者指定された日

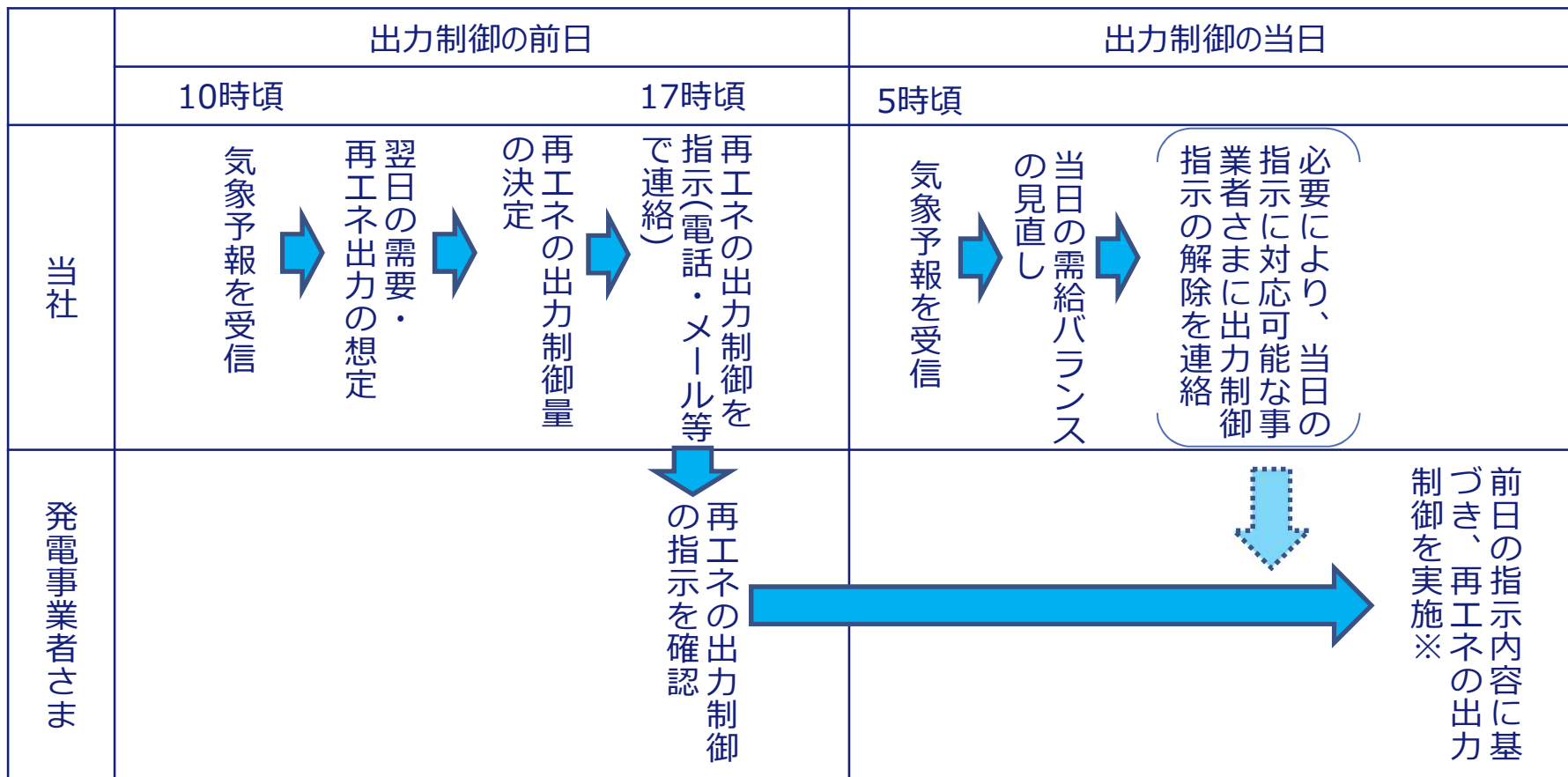
※4 2021年4月1日より電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則が一部改正・施行

※5 日本風力発電協会が推奨するエリア一括の出力制御方式（JWPA方式）での実施



4. 出力制御の指示・実施スケジュールについて①

- 翌日の需要や再エネ出力の想定結果等をふまえ、出力制御を実施する場合には、制御日の前日17時頃に、制御対象となる発電事業者さまに指示を行います。
- 制御日当日は、前日の指示内容に基づき、出力制御を実施していただきます。
(当日の指示に対応可能な事業者さまには、出力制御の解除連絡を行う場合があります。)



※ 当社からの当日の指示に対応可能な事業者さまのうち、前日指示した当日の出力制御開始時刻までに、当社より出力制御指示の解除連絡があった場合を除く

(注) 出力制御の指示・実施スケジュールについては、今後見直す可能性があります。



4. 出力制御の指示・実施スケジュールについて②

- 発電事業者さまには、当社からの出力制御の指示に対し、以下のとおり、対応をお願いいたします。

	連絡方法		事業者さまの対応
	前日	当日	
現地操作 (手動)	前日17時頃までに翌日の出力制御の実施を電話・メール※1にて指示	(基本的に当日の指示は行いません) ※2	出力制御指示に基づき発電停止・運転操作を実施ください
自動制御 (出力制御機能付PCS等)	前日17時頃までに翌日の出力制御の実施をホームページへ掲載	—	— (出力制御機能付PCS等への制御信号による自動制御)

※1 自動電話・メールによる出力制御指示を行いますので、必ず受信できる電話番号・メールアドレスを事前に登録させていただきます。

※2 当日の指示に対応可能な高圧の事業者さまには、必要に応じて出力制御指示を解除させていただく場合があります。



5. 発電事業者さまへのダイレクトメール送付について

- 発電事業者さまには、各発電事業者さまが出力制御にご対応いただく具体的な内容をご連絡するダイレクトメールを、順次送付させていただく予定です。
- 発電事業者さまにおかれましては、当社からのダイレクトメールが届きましたら、内容をご確認いただき、ご対応いただきますようお願い致します。